平成23年12月22日
警 察 庁 交 通 局

「道路交通法施行令の一部を改正する政令」等について

1　趣旨

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）等について、運転経歴証明書の交付を申請することができる期間を延長するとともに、運転免許等に関する手数料に係る規定を改正するなどの改正を行ったもの。

2　内容

(1)　運転経歴証明書制度の充実

ア　運転経歴証明書の交付を申請することができる期間の延長（道路交通法施行令の一部を改正する政令）

現行規定上、運転経歴証明書の交付を申請することができる期間については、申請により運転免許が取り消されてから１月以内とされているところ、これを５年以内にまで延長することとする。

イ　運転経歴証明書に関する規定の整備（道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令）

○　運転経歴証明書の交付の申請の手続に関する規定を整備する。

○　運転経歴証明書の記載事項、様式等を定める。

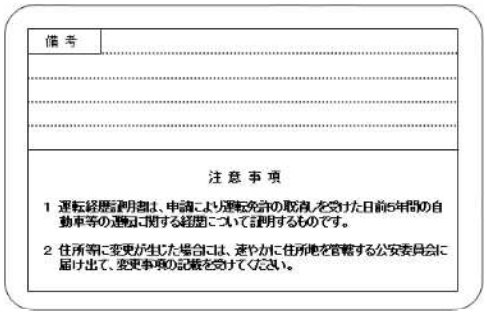

○　運転経歴証明書の記載事項の変更の届出、再交付の申請及び返納に関する規定を整備する。

○　この府令の施行前に運転経歴証明書の交付を受けた者に関する経過措置を定める。

(2)　運転免許等に関する手数料に係る規定の改正（道路交通法施行令の一部を改正する政令）

運転免許等に関する手数料について、その標準を改める（別表参照）。

(3)　その他（道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令）

「地域主権戦略大綱」（平成22年６月閣議決定）を踏まえ、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備の高さと作動・発給方法の表示の規定を削除する。

3　施行期日

○　(1)ア、イ及び(2)は、平成24年４月１日

○　(3)は、公布の日